

※法人番号及び個人番号は必ずご記載いただきますようお願いいたします。

	地方税法施行令第48条の9の10ならびに、蒲郡市市税条例第46条の4の規定により下記のとおり届出します。 記 1. 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2. その他〔 〕
注意事項	1. この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間から地方税法第321条の5の2ならびに市税条例第46条の2に規定する納期の特例の承認の効力が失われることとなります。 2. この届出書を提出した場合には、その提出の日の属する納期の特例の期間内に特別徴収した税額のうち、その提出の日の属する月分以前の各月に徴収した税額は、その提出する日の属する月の翌月10日までに納入し、その後の各月に徴収した税額は、毎月翌月10日までに納入していただくことになります。